



不安解消！スマートフォン教室



2月24日(木)、福祉センターで高齢者を対象とした「スマートフォン教室」が開催され、携帯電話会社3社の協力により参加者はスマートフォンの使い方を学びました。※スマートフォンは大きな画面で操作を行う携帯電話です。

ライン
LINEで友だち登録!
ぜひスマートフォンから余市町公式アカウントを友だち登録してください! 緊急情報などを発信しています。



▲登録はコチラ

今月の記事

02~04 町政執行方針／教育行政執行方針
06・07 予算の概要

09 国民健康保険の手続きなど
12 固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

令和4年度 町政執行方針（要旨）



令和4年度の町政執行にあたっては、「次世代の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「激動する社会に対応する」の3つの指針をもとに、「1. 暮らしの安全・安心の方針」、「2. 健康と福祉の方針」、「3. 生活環境の方針」、「4. 産業の方針」、「5. 学びの方針」、「6. 行政・財政運営の方針」の6つの方針を施策の体系として未来に向けて住みやすいまちをつくる以下の諸施策を推進します。

1. 暮らしの安全・安心の方針

◎防災に関する施策

- ・防災マネージャーを中心とした地域の防災力の向上と防災の広域化
- ・余市町地域防災計画の見直しと防災資機材の整備
- ・災害時の効果的で効率的な情報伝達手段の整備への検討
- ・防災学習会などによる防災に関する知識の普及

◎交通安全に関する施策

- ・交通安全指導員による交通指導、啓発による交通事故防止

2. 健康と福祉の方針

◎子育て推進に関する施策

- ・ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進
- ・子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業の充実
- ・出産と子育てを応援するための助成
- ・子どもを持つ親や不妊治療、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療助成
- ・北後志6市町村の連携による周産期医療体制の充実
- ・児童虐待の発生予防や早期発見・対応のための施策実施と子どもが健やかに成長できる地域社会の構築

◎保健に関する施策

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
- ・インフルエンザなどのワクチン接種費の助成
- ・HPVワクチンについての積極的な情報提供
- ・乳がん、子宮頸がん検診の一定年齢の無料化の継続
- ・フレイル予防に着目した後期高齢者健診の実施

◎地域福祉に関する施策

- ・高齢者の経験や知識を活かしたボランティア等の地域資源の有効かつ効果的な活用
- ・地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実

◎障がい者福祉に関する施策

- ・障がい福祉施策の推進、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充

3. 生活環境の方針

◎環境に関する施策

- ・余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を実施

◎一般廃棄物処理に関する施策

- ・ごみの搬出が困難な高齢者などの安否確認にもつなげる「ふれあい収集」の実施
- ・合併処理浄化槽設置に対する助成

◎道路に関する施策

- ・橋梁、道路補修工事の実施、町道の舗装・側溝の整備
- ・効果的な除排雪の実施と流融雪溝の適切な維持管理
- ・後志自動車道小樽ジャンクションフル化の早期完成や町道黒川町中通り2号線等の道道昇格による整備を要望
- ・国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路交通網の整備についての検討

◎河川に関する施策

- ・環境保全や治水対策の計画的推進を要望

◎港湾・海岸保全に関する施策

- ・港湾の維持保全、栄町地区の越波・侵食対策の要望

◎公園事業に関する施策

- ・老朽化遊具の更新と施設の維持管理、安全対策、環境整備による安全、安心の確保

◎公営住宅に関する施策

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく適切な維持管理
- ・山田団地耐力度調査、黒川団地屋上・外壁改修工事設計、共栄団地屋根・外壁、山田団地屋根改修工事を実施

◎住宅に関する施策

- ・住宅取得等支援補助金制度と空家住宅除却費補助制度の継続

◎都市計画に関する施策

- ・余市町立地適正化計画策定業務の実施

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

- ・新たな町内バス路線「余市循環線」の運行

◎再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策

- ・利用可能な再生可能エネルギー資源の定量的な把握と公共施設への再生可能エネルギーの導入に向けた検討

4. 産業の方針

◎労働に関する施策

- ・就労対策の実施と季節労働者の通年雇用促進支援

◎農業に関する施策

- ・果樹の収益性向上を見据え、ぶどうについてはシャインマスカット、醸造用ぶどうについてはヴィニフェラ種への改植を奨励し、他の果樹については優良品種への転換や圃場整備への支援
- ・ワインのブランド化に向けた取組の推進
- ・野菜栽培施設の資材導入などへの支援と栽培技術の確立
- ・有害鳥獣対策に電気柵の設置や箱罠購入などへの支援

◎林業に関する施策

- ・森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業、町有林保育事業、野そ駆除事業の実施

◎漁業に関する施策

- ・二枚貝の養殖試験の支援など水産業の収益性向上と資源の持続的な利用の確保に向けた取組の強化
- ・磯焼け対策の実施やトド被害対策への支援継続と要請

◎水産加工業に関する施策

- ・水産加工品ブランド力の向上、商品開発の推進の支援

◎6次産業化に関する施策

- ・「余市」ブランド確立への農水産物加工品のPR強化
- ・ワイン産業のブランド力向上推進、観光振興を含めた6次産業化の推進

◎商工業に関する施策

- ・中小企業者への制度融資
- ・設備投資、商品開発、販路拡大等の促進
- ・空き店舗の活用による起業支援

◎観光に関する施策

- ・ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客誘致と観光事業者への支援、観光事業の活性化推進
- ・体験型観光、滞在型観光、冬期間の観光の推進
- ・道の駅再編整備に向けた検討

◎地方創生に関する施策

- ・「食の都よいち、フルコースプロジェクト」や「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」の推進

5. 学びの方針

◎学校教育に関する施策

- ・学びの保障に努め、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付け、個性や能力を伸ばし、豊かな心と健やかな体をはぐくむことができるような教育活動の推進

◎社会教育に関する施策

- ・豊かで潤いのある充実した生活を送ることができる学びの場の提供

◎芸術、文化、スポーツ活動に関する施策

- ・地域の郷土資料の活用と後世への継承
- ・生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ環境づくり

6. 行政・財政運営の方針

◎町民と行政の連携に関する施策

- ・審議会委員等への町民参加やパブリックコメント等による町民意見の公募、区会学習会等の町民活動への支援
- ・地域連絡員制度を利用した町民と行政が連携して歩むまちづくりの推進

◎外部の組織・人材との連携に関する施策

- ・広域行政の推進、民間等組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致、余市町の応援受け入れ体制の構築

◎情報の共有に関する施策

- ・広報よいちの誌面やホームページの充実、公式LINEによる迅速でわかりやすい情報の発信
- ・町政への意見・要望の募集やホームページ内でのお問い合わせメールの活用、情報共有の推進

◎地域間交流に関する施策

- ・会津藩士入植150周年事業の実施
- ・奈良県五條市との農業実習生受入れや交流事業の推進

◎行財政に関する施策

- ・歳入確保に向けた取組と各種補助制度の積極的活用
- ・クレジット納付やコンビニ納付等納税環境の整備と充実

◎ふるさと応援寄附に関する施策

- ・本町ならではの特産品や体験プログラム等返礼品の充実
- ・町内の産業の新たな販路の一つとして町内経済活性化に活用

◎行政改革に関する施策

- ・高度化・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制の構築
- ・先端技術の活用を検討し、自治体DXの推進による行政事務の改革を推進

◎職員の資質向上に関する施策

- ・職員のコンプライアンスに対する意識向上、自己研さん推進のための研修機会の充実、職員の意識改革の推進

令和4年度 教育行政執行方針（要旨）



学校教育では、コロナ禍の中にあっても、学びの保障に努め、子どもたちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、さまざまな課題の解決にあたり、子どもたちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、施設の計画的な維持管理及び効率的な運営に努め、効果的な情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応し、心豊かに健康で生きがいのある人生を送る学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む 学習指導の充実

社会が大きく変化するなかで、子どもたちが自立し、たくましく生きていくためには、**基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。**

- ・児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証に基づく授業改善や学力向上の取組を推進し、学校と家庭の連携による望ましい生活習慣や学習習慣の確立
- ・学習支援員等を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導や支援
- ・これまでの学習指導とICT機器を活用し、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、思考力と判断力、課題解決力の育成

- ・外国語指導助手を配置し、生きた英語によるコミュニケーション能力と国際感覚の養成
- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備と適切な指導や支援
- ・学校だより等による保護者や地域住民への情報提供や学校評議員会や学校評価制度の運用
- ・学校運営協議会による地域に根ざした教育活動の充実と小中学校の連携強化
- ・学校における働き方改革の推進により、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保
- ・教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上

2. 思いやりと自ら律する心を大切に 生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

- ・児童生徒が自信や誇りをもち、自ら考え、行動する力の育成
- ・スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実、関係機関と連携した支援による児童生徒の抱える問題の早期把握と解決に向けた取組
- ・適応指導教室による不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援
- ・余市町子どものいじめ防止条例に基づく取組の推進、保護者との連携強化、アンケート調査結果の活用によるいじめの早期発見・早期解決の取組

3. 生命を尊ぶ心を大切に 健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

- ・非行防止や犯罪被害に遭わないための指導の充実と学校・家庭・地域の連携強化
- ・安全マップを活用した交通安全指導の徹底や各関係機関との連携による児童生徒の安全確保
- ・教育環境の充実のため、学校施設の適切な維持管理と適正規模・適正配置の検討
- ・感染症防止対策への継続的な取組と児童生徒の意識向上
- ・児童生徒の健康診断の実施やフッ化物洗口の実施による児童の歯の健康づくり
- ・学校給食調理室の衛生管理の徹底による安全安心な給食の提供と地場産品の活用
- ・電子図書館の積極的な活用や余市町図書館との連携による学校図書館の充実と教材教具の計画的な整備
- ・経済的支援による均等な教育機会の確保

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、引き続き感染症防止対策に取り組みながら、町民が多様な学習を通して習得した知識、技能の成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

- ・まちづくりは人づくりの視点に立った、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供
- ・学習機会の充実と豊富な知識と経験を生かせる環境づくりに努め、健康で生きがいのある生活を実現する高齢者教育の実施

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会の協働によって創造性や協調性を育むことのできる環境が重要です。

- ・障がいのある子どもたちのため、児童生徒や関係団体との体験活動の場を設け、交流機会の提供と地域のボランティアの育成
- ・安全・安心な活動拠点を確保し、地域との連携強化とボランティアの育成による放課後の多様な体験活動と学習機会の提供
- ・関係機関との連携によるブックスタート事業や子育て体験事業を通じた家庭教育の実施

6. 芸術文化活動の振興と 文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、裾野を広げていくことが重要です。

- ・芸術・文化の振興のため、社会教育関係団体と連携し、発表・鑑賞・創作機会の充実とサークル等を育成
- ・「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や関係施設等と連携が図られる環境の整備
- ・利用者の拡充と利用促進を図り、地域の情報拠点として魅力ある電子図書館の充実
- ・郷土の歴史に関する資料収集や文化財施設の適切な保存と管理運営、町内文化財資料の有効活用

7. 体力向上と健康増進のための スポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康増進に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動ができる環境づくりが重要です。

- ・スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体との連携による世代間交流の取組と、スポーツを通じた子どもたちの体力の維持向上
- ・関係団体や指定管理者との連携によるスポーツ活動の推進と健康づくりへの啓発

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



令和3年度一般会計補正予算(第10～12号)の概要

令和4年余市町議会第1回定例会において承認、可決されました、令和3年度一般会計補正予算(第10～12号)の概要をお知らせします。

補正予算の状況(第10号)

令和3年度一般会計補正予算(第10号)では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業関係経費の補正計上として、4億771万6千円を増額し、補正後の予算は110億7,800万3千円となりました。

補正予算の状況(第11号)

令和3年度一般会計補正予算(第11号)では、平年を上回る降雪・積雪により、除排雪経費に不足が見込まれることから、町道外除排雪委託料の補正計上として、2,800万円を増額し、補正後の予算は111億600万3千円となりました。

補正予算の状況(第12号)

令和3年度一般会計補正予算(第12号)では、寄附に伴う各基金への積立金や、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きワンストップ化のための住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、保育士等・幼稚園教諭を対象とした保育士等処遇改善事業補助金、宅地耐震化推進事業として大規模盛土造成地変動予測調査委託料の補正計上など、5億980万7千円を増額し、補正後の予算は116億1,581万円となりました。

主な歳出の補正内容(第10～12号)

- 寄附に伴う各基金への積立金…4億8,707万2千円(社会福祉施設等建設基金、ふるさと応援寄附金基金)
- ふるさと納税取扱業務委託料…2,170万円
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業関係経費…4億771万6千円
- 住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料…341万円
- 保育士等処遇改善事業補助金…122万6千円
- 農業次世代人材投資資金交付金…712万7千円
- 町道外除排雪委託料…2,800万円
- 大規模盛土造成地変動予測調査委託料…1,000万円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114



公の施設の指定管理者を指定しました

◎**指定管理者制度とは** 町民の皆さんが利用する「公の施設」の管理・運営に、民間企業等が持つノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に設けられた制度です。

◎**施設の名称と指定管理者** 今回指定された施設名と指定管理者(町に代わって施設の管理・運営を行う法人、団体など)は、次のとおりです。なお、各施設の利用や申込み方法などは、施設、指定管理者または所管課に問合せください。

施設の名称	指定管理者	指定期間	所管課
黒川町営駐車場・黒川第2町営駐車場 (☎22-5848)	株式会社 古垣建設 (☎22-5578)	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日	建設水道部 建設課 (☎21-2127)
余市あゆ場公園(パークゴルフ場等) (☎22-0008)	株式会社 東洋実業 (余市営業所 ☎22-3420)		教育委員会 社会教育課 (☎23-5001)
余市町総合体育館 (☎23-5210)			建設水道部 建設課 (☎21-2127)
余市運動公園有料公園施設 (☎23-5210)			

令和4年度予算の概要

一般会計予算総額は92億5,000万円となり、前年対比で4億円(4.5%)の増額となりました。

本年度は、コロナ禍における生活様式や価値観の変化に対応するため、外部人材を活用し行政のデジタル化推進を図り、ポストコロナにおいても、本町の魅力を高める取組や、公共施設のあり方に関する取組を継続して行い、未来に向けて持続可能な住みやすい町をつくることに重点を置いた予算編成を行いました。

■ 一般会計 ■

●歳出では、総務費はふるさと納税取扱業務委託料、食の都プロジェクト推進事業費、各種選挙費などの増により約2億942万円の増額、土木費は各公園環境整備事業費、各団地環境整備事業費、し尿・浄化槽汚泥受入施設建設事業に伴う、公共下水道特別会計繰入金などの増により約2億1,321万円の増額となっています。

●歳入では、町税は住民税、固定資産税などの課税標準の増により約7,477万円の増額、地方交付税は普通交付税の増により、約1億8,010万円の増額、繰入金はふるさと応援寄附金基金繰入金などの増により約1億4,282万円の増額、町債は臨時財政対策債などの減により約1億2,520万円の減額を見込んでいます。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
町 税	17億5,473
地方譲与税・各種交付金	6億 780
地方交付税	37億4,975
分担金及び負担金	1億4,287
使用料及び手数料	1億6,494
国庫支出金	10億9,791
道 支 出 金	7億2,351
繰 入 金	4億6,810
繰 越 金	100
諸 収 入	1億7,675
町 債	3億5,952
そ の 他	312
計	92億5,000

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
議 会 費	1億3,841
総 務 費	12億6,465
民 生 費	23億1,430
衛 生 費	16億 412
労 働 費	3,777
農 林 水 産 業 費	2億4,546
商 工 費	2億 426
土 木 費	14億6,608
消 防 費	5億1,304
教 育 費	7億4,404
公 債 費	7億1,287
予 備 費	500
計	92億5,000

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 特別会計予算の概要 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

■ 国民健康保険特別会計 ■

●本会計は、余市町にお住まいで他の健康保険制度に加入していない方を対象として、保険医療給付を行うことを目的に設置されている会計です。国保の都道府県化により、国保事業費納付金を北海道に納付し、給付に必要な費用は全額北海道から交付を受けます。新年度予算は、前年度に比べ1,700万円(0.6%)の減額となっており、加入者の保険税のほか、道支出金、一般会計からの繰入金により運営を行います。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
国民健康保険税	4億2,193
一 部 負 担 金	0
使用料及び手数料	40
道 支 出 金	21億3,412
繰 入 金	1億9,905
諸 収 入	50
計	27億5,600

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	2,650
保 険 給 付 費	20億9,138
国民健康保険事業費納付金	6億1,281
共同事業拠出金	0
保 健 事 業 費	2,081
公 債 費	100
諸 支 出 金	250
予 備 費	100
計	27億5,600

■ 後期高齢者医療特別会計 ■

●本事業は、75歳以上(65歳から74歳で一定の障がいを持つ方を含む)の方の保険医療給付を行う事業であり、その運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行います。本会計は、その事業のうち加入者の保険料徴収や各種申請の受付業務を行います。新年度予算は、前年度に比べ1,600万円(4.7%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
後期高齢者医療保険料	2億4,627
使用料及び手数料	2
国庫支出金	42
繰 入 金	1億 858
繰 越 金	0
諸 収 入	61
計	3億5,590

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	294
後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3億5,235
諸 支 出 金	60
予 備 費	1
計	3億5,590

■ 介護保険特別会計 ■

●介護保険事業は、介護サービスに係る保険給付と介護予防などを目的とする地域支援事業を行っており、これらの事業費は国・道・町の公費負担と3年ごとに見直される保険料などにより賄われています。新年度予算は前年度に比べ1,780万円(0.7%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
保 険 料	4億1,617
使用料及び手数料	2
国 庫 支 出 金	6億3,669
支 払 基 金 交 付 金	6億4,633
道 支 出 金	3億5,458
財 産 収 入	1
繰 入 金	4億1,507
繰 越 金	1
諸 収 入	5
計	24億6,893

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	2,799
保 険 給 付 費	22億8,923
地 域 支 援 事 業 費	1億5,020
諸 支 出 金	30
基 金 積 立 金	1
公 債 費	20
予 備 費	100
計	24億6,893

■ 公共下水道特別会計 ■

●本会計は各家庭のトイレの水洗化等によるさわやかな生活を促し、環境と水質を守り美しい自然・きれいなまちづくりを進めています。本年度は、昨年度に引き続き未普及地域の管渠整備を進めるほか、老朽化した下水処理場等の設備更新を行い、施設の適正な管理と水洗化の普及促進に努めていきます。また、下水処理場に、し尿等受入施設を整備する事業を行っていきます。新年度予算は前年度に比べ2億7,709万円(24.7%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
分担金及び負担金	53
使用料及び手数料	2億6,250
国 庫 支 出 金	2億1,350
財 産 収 入	1
繰 入 金	5億2,804
繰 越 金	1
諸 収 入	1
町 債	3億9,670
計	14億130

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	9,016
事 業 費	6億1,300
公 債 費	6億9,808
予 備 費	6
計	14億130

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 企業会計予算の概要 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■ 公営企業会計 (水道事業) ■

本会計は、町民の皆さんに水道水を供給する事業であり、公営企業として事業に要する経費等の大部分は皆さんからの「水道料金収入」でまかなわれています。

新年度予算(総支出額)は、収益的支出(浄水施設の夜間管理委託費や修繕費、撤去工事費など)の増加や、資本的支出の建設改良費(配水管の耐震化や老朽管の更新工事、浄水施設の受電設備工事費など)の増加により、前年度に比べ1億5,789万円(12.2%)の増額となっています。

◆総収入 (単位：万円)

収 益 的 収 入		資 本 的 収 入	
営 業 収 益	5億3,511	出 資 金	1,775
営 業 外 収 益	1億2,934	国 道 補 助 金	5,098
		工 事 負 担 金	360
		企 業 債	3億4,670
計	6億6,445	計	4億1,903
		総 収 入	10億8,348

◆総支出 (単位：万円)

収 益 的 支 出		資 本 的 支 出	
営 業 費 用	6億8,474	建 設 改 良 費	3億6,697
営 業 外 費 用	7,916	企 業 債 償 還 金	3億2,289
特 別 損 失	100		
予 備 費	10		
計	7億6,500	計	6億8,986
		総 支 出	14億5,486

※総収入と総支出の差額は約3億7,100万円となっております。収益的収入支出には、現金収入・支出が伴わないもの(収入：長期前受金戻入、支出：減価償却費など)が含まれており、単年度の資金収支は約4,600万円不足になりますが、前年度からの繰越金で補てんします。

※収益的収入・支出とは、水道料金などの収入と、水道水をつくるための経費や施設の維持管理などの経費です。

※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための財源と経費です。

※ここでは予算の概要についてお知らせしていますが、予算の詳細については、後日ホームページにてお知らせします(6月上旬予定)。



国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限りです）
- 必要書類等・・・年金手帳、学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができない等、年金請求の際に不利益になってしまいますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくことと将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和3年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和4年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和4年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、又は令和4年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の支払いを希望される場合は、お近くの年金事務所に問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細は次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236
	福祉課 福祉グループ	☎21-2120



臨時特別給付金の申請を受付しています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

●対象となる世帯

①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、申請時点で余市町に住民登録があり、令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が課税されている方全員のそれぞれの年収見込額が、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

●給付額 1世帯あたり10万円（口座振込により給付）

●申請方法

①住民税非課税世帯：送付された「確認書」に、必要事項をご記入のうえ発行日から3か月以内に返信してください。※確認書が届いていない場合は対象となりません。

②家計急変世帯：「申請書」、「簡易な収入（所得）見込額の申立書」および必要書類を添付のうえ提出してください。

※「申請書」等は町ホームページからダウンロードまたは民生部福祉課に問合せ願います。

※家計急変世帯の申請受付は9月30日までです。

【詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課に問合せ願います】

～本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください！！～

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120（平日 午前9時～午後5時）



国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

国民健康保険の手続きをお知らせします

年度初めの今月は、就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなっ
て国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。また、一部の手続きによる保険
証の交付は、後日郵送となる場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入した場合	・退職して職場の健康保険を抜けた場合
・町外へ転出する場合	・健康保険の任意継続が終了もしくは抜けた場合
・生活保護が開始した場合	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた場合
・加入している被保険者が死亡した場合	・出生した場合（保護者が国民健康保険に加入している）

※婚姻等により氏名の変更、町内で住所が変更（転居）した場合等も、変更の届出が必要となります。

- ▶事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。
 - ▶手続きは郵送でも行うことができます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、可能な限り郵送での手続きへご協力をお願いいたします。
- 詳しくは、町ホームページをご覧ください。保険課医療給付グループまで問合せください。

進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続きご家族と一緒に余市町国民健康保険に加入することができます。該当の方は役場まで事前に問合せのうえ、手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動がある場合は必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。なお、卒業時は脱退の手続きが必要となります。

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは今年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金から天引きされている方で、納付方法を口座振替に変更を希望される方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更は、原則できませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

国民健康保険・後期高齢者医療保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険の加入者、後期高齢者医療保険の加入者と同世帯の方で、前年度簡易収入申告をされた方に今年度の申告書を送付しております。案内文書をご確認の上、お早めに手続きください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



「介護予防教室」等の参加者を募集します

いきいきふれあい教室

内 容 高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とした教室で、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の介護予防に向けた学習等を行い、在宅生活の継続を支援します。また、季節行事や記念に残る作品作りなど、楽しみながら活動できる内容としています。

対 象 者 65歳以上の町民の方で、本教室の趣旨を理解して参加していただける方

定 員 40名程度（2グループ・各20名程度）

開催期間 令和4年4月～令和5年3月

開催曜日 月2回 火曜日または水曜日（午前11時～午後2時30分）

開催場所 主に、かるな和順（送迎あり）

費 用 1回500円（昼食を希望される方は別途500円）



地域まるごと元気アッププログラム運動教室

内 容 体力に合った運動プログラムに楽しく参加することで、体力や筋力の向上を図ります。

- Aクラス : いすに座ったままできる軽い体操
- Bクラス : 体重を支え、バランスを保つための軽い運動
- Cクラス : 屋内等でのウォーキングやニュースポーツ
- 混合1クラス : Aクラス～Cクラス
- 混合2クラス : Aクラス～Cクラス

対 象 者 65歳以上の町民の方

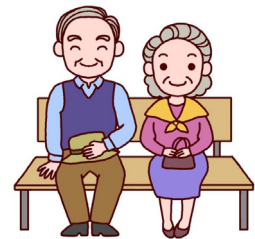
定 員 各クラス20名程度

開催期間 令和4年4月～令和5年3月

開催曜日 毎週金曜日 Aクラス：午前10時30分～11時30分、Bクラス：午後1時～2時
Cクラス：午後2時30分～3時30分
毎週水曜日 混合1クラス：午前10時30分～11時30分
混合2クラス：午後1時30分～2時30分

開催場所 A・B・C・混合2クラス：中央公民館 混合1クラス：福祉センター

費 用 1か月500円



よいちニコニコ広場

内 容 いすに座ったまま自分の体力に合わせて参加できるゴムバンド体操で、体力や筋力の向上を図ります。また、創作活動・脳を活性化するトレーニング等で、認知機能の維持向上を図ります。

対 象 者 65歳以上の町民の方

定 員 20名程度

開催期間 令和4年4月～令和5年3月

開催曜日 毎週木曜日（午前10時～11時30分）

開催場所 中央公民館

費 用 1回100円

よいち健足サロン

内 容 理学療法士を招いて、健足寿命（健康な足が維持される期間）の延伸と健康な足づくりをテーマとした介護予防のための講話や体操等を行います。

対 象 者 65歳以上の町民の方

定 員 20名程度

開催期間 令和4年5月～令和4年7月

開催曜日 毎週火曜日（午前10時～11時30分） 全10回予定

開催場所 中央公民館

費 用 無料

※よいち健足サロンについては、令和4年度中に2回目の開催も予定しています。（別途案内します）

参加者申込み

各教室等の主催は町です。申込みについては次のとおりです。

申込方法：申請書に必要事項を記入のうえ、申込みください。（郵送、FAXでの申込可）

申込期限：4月20日（水）まで ※各教室等に空きがある場合は期限後も随時受付します。

問合せ・申込み
申込書設置場所

役場 保険課 介護保険グループ ☎21-2119 FAX 21-2144
地域包括支援センター（余市イオン内）☎48-6015
在宅介護支援センター（かるな和順内）☎22-3115



町営住宅入居申込を受付します

入居資格者（以下の①～⑦をすべて満たす方が対象です）

- ① 現在、町内に住所または勤務先（勤務予定でも可）のある方。
- ② 2人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
- ③ 申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として町内在住の方）
- ④ 町に納付する税金および公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
- ⑤ 定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が15万8,000円以下の方、ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯については21万4,000円以下とする）
- ⑥ 入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の2か月分） ⑦ 申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。

※入居申込みは4月・7月・10月の年3回募集受付しています。

申込期間 4月1日（金）～14日（木）※先着順ではありません。

入居決定 4月下旬（余市町営住宅入居者選考委員会にはかり、入居者を決定します。）

募集団地概要

（令和4年3月17日現在）

団地名	建設年度	所在地	形式	戸数	備考（入居要件）
大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	3LDK	3	
共栄団地	昭和56年度	黒川町17丁目4番地1	3LDK	2	
	昭和57年度	黒川町17丁目31番地2		1	
	昭和58年度	黒川町17丁目4番地1		2	
黒川団地	平成3年度	黒川町880番地	2DK	2	高齢者等世帯向
美園団地A棟	平成7年度	美園町16番地	2LDK	1	
白樺団地（平屋建）	昭和49年度	山田町32番地	2DK	1	単身可
	昭和50年度		3DK	4	
余市川団地	昭和55年度	山田町108番地6	3DK	3	
山田団地	昭和53年度	山田町392番地1	3DK	9	高齢者等単身向
	昭和54年度			1	
	昭和61年度	3			
		山田町393番地	3LDK	2	
沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	3DK	2	
				1	高齢者等単身向
円山団地	昭和59年度	富沢町4丁目90番地11	3LDK	1	高齢者等単身向
中町団地	昭和59年度	富沢町12丁目21番地	3LDK	1	
		富沢町12丁目22番地		2	
				1	高齢者等単身向
梅川団地（平屋建）	昭和51年度	梅川町376番地3	3DK	15	
	昭和52年度			12	

※単身可と高齢者等単身向は、入居者が60歳以上の方等で単身者の方が対象

※高齢者等世帯向は、入居者と同居者がいずれも60歳以上の方等が対象

※第2希望まで申込みます

入居可能収入

収入基準	家族数（収入例：就労者1人の場合の年収）			
	2人	3人	4人	5人
月額158,000円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下

申込み・問合せ まちづくり計画課 公営住宅グループ ☎21-2124



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧：「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

● 縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税者本人または代理人 ● 納税者と同居の親族 ● 納税管理人
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

● 閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税義務者または代理人 ● 納税義務者と同居の親族 ● 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	<ul style="list-style-type: none"> ● 借地人、借家人等 	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の処分をする権利を有する方 	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 ● 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ● 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

期間 4月1日（金）から5月25日（水）まで（土・日・祝日除く）

時間 午前8時45分～午後5時15分まで

場所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



余市税務署からのお知らせ

● 振替納付日について

令和3年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和4年4月21日（木）
令和3年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和4年4月26日（火）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

● 期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限（令和3年分の所得税および復興特別所得税は令和4年3月15日（火）、個人事業者の消費税および地方消費税は令和4年3月31日（木））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、金融機関または税務署の納税窓口での納付以外にクレジットカード納付やコンビニ納付の方法があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。余市税務署に問合せください。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093



余市宇宙記念館からのお知らせ



令和4年度の余市宇宙記念館の観覧は4月16日(土)よりスタートします!(予定)

余市宇宙記念館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接触や3密(密閉、密集、密接)を避け、以下の通り変更のうえ、一般観覧を行います。(感染拡大状況により、開館時間や展示内容等が変更になる場合があります。)

- ・プラネタリウム、シャトル打上映像、ハッブルシアター、接触を伴うコーナーは当面の間休止します。
- ・消毒や換気のため、開館時間を午前9時30分～午後4時30分(入館は午後3時30分まで)に変更します。
- ・ご入館の際は、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。
- ・ご入館の際は、必ずマスクを着用してください。

上映案内

<3Dシアター>

宇宙記念館オリジナル番組
「2041年、宇宙エレベーター」
○日時 毎日1時間に1回上映

<プラネタリウム>

3密を避けるためクローズとします。

天体観望会

日時 4月23日(土) 午後7時30分～午後9時
観測対象 冬から春の星雲・星団
集合場所 宇宙記念館正面入口
申込 不要・現地集合・無料

* 悪天候の場合は中止とします。

※詳細は ☎21-2200 問合せいただくか
余市宇宙記念館ホームページ
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ ホームページ
をご覧ください

～4月の休館日～

1日(金)～15日(金)
18日(月)、25日(月)



市民農園利用者募集

①登市民農園・②山田市民農園の2地区を開設します。自家用野菜・花の栽培、家族そろっての生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などに市民農園をご利用ください。

開園場所	募集区画	1区画当たりの面積	1区画の料金	開園期間
①登市民農園 (登町1939番地1)	4区画	66㎡(約20.0坪)	6,600円	5月中旬から 10月末まで
	16区画	67㎡(約20.3坪)	6,700円	
	36区画	68㎡(約20.6坪)	6,800円	
	12区画	88㎡(約26.7坪)	8,800円	
	28区画	89㎡(約27.0坪)	8,900円	
②山田市民農園 (山田町554番地)	65区画	50㎡(約15.0坪)	5,000円	

●申込 4月4日(月)～11日(月)まで

電話またはFAXで申込みください。(土、日、祝日を除く) ※受付時間: 午前9時～12時まで

(1) 区画の申込みは先着順とし、定員となりしだい締切ります。

(2) 募集区画に満たない場合は、次のとおりです。

- ・昨年と同じ区画場所を希望する方は、同じ区画を利用できます。
- ・1名で2区画まで利用できます。

(3) 登市民農園については、団体・グループでも利用できます。

●その他 耕起・堆肥は実施済みです。また、開園期間中、栽培に関するご相談をお受けしますので、お気軽にお声がけください。その他、詳細については問合せください。

申込み・問合せ 農村活性化センター ☎23-5568/FAX21-2189

余市の人々。 第10回 【江部拓弥】

戦略推進マネージャーの連載を広報誌で掲載しています！

タイトル「香川」

「りんごもなかは余市に名物をつくろうと、父親が考えたんですけどね。ほら、そこに新聞の切り抜きがあるでしょ」

そう言って、香川さんは壁に飾られた額を指し示す。木枠の額縁の中に何枚かの写真と、新聞の切り抜きが収められていた。

「りんごもなかを売り出したとき、北海道新聞が取材にきたんです。切り抜きはあっても日付がないから、はっきりとしたことはわかりません」

よく見れば、切り抜きの端っこに、手書き文字で昭和35年とある。

「ああ、そうなんです。写っている女の子は私の妹なんです。妹が言うには、取材は小学校3年のときだったと。だから、昭和35年のはずだと。そういうわけなので、昭和35年でいいと思いますよ」

いいと思いますよ、という物言いがなんだかおかしい。店の名物であり、町の銘菓でもあるりんごもなかを、喧伝することも誇示することもしない香川さん。饒舌ではないけれど、口数が少ないわけでもない。愛想を振りまくわけではないが、無愛想ではない。飄々として、どこかユーモアが漂う。職人だなあ。香川さ

んを目の前にして、僕はそんなことを思っている。

りんごもなかの包装紙を開けると、りんごの形を模した最中が現われた。おお、青りんごだ。かじる。パリッとした皮の食感の後に、あんこの甘味が口いっぱい広がる。ほのかにりんごが香る。おいしい。中身のあんこは白あん。さわやかな後味に、名物たる所以を知る。

白あんなんですね、と香川さんに話をふれば「こしあんもありますよ」。青りんごなんですね、と再び香川さんに話をふれば「ふつうのこともありますよ」。続けて「ピンクもありますよ」。なんとなんと。バリエーションの豊富さに驚く。60年にわたって愛される理由を垣間見る。

「青りんごの最中には酸味を入れようと思ったんです」

ふと、香川さんが言う。視線は僕が頬張る青いりんごもなかだ。

「でも、結局、入れませんでした」

そう言ったきり、香川さんは黙って微笑んでいる。どうやら、青りんごの最中の話は、これにておしまいのようなのだ。香川さんの間合いは独特で、楽しい。

(続く)

※「余市の人々。」は、余市町戦略推進マネージャーの江部拓弥（えべたくや）さんが、余市町に関わりのある人物へのインタビューをもとに執筆し、「WEB本の雑誌。」(<https://www.webdoku.jp/column/ebe/>)に掲載されているものを、転載しております。※掲載日 2020.9.30

問合せ 企画政策課 企画グループ ☎21-2117



都市計画の変更に伴う図書を縦覧に供しております

都市計画の種類 余市都市計画道路の変更

縦覧の場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課および余市町建設水道部まちづくり計画課

問合せ まちづくり計画課 まちづくり建築グループ ☎21-2124

☀️☁️☀️ 余市町でおこったこんな話 ☁️☔️☁️

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

～その212～ 『カムイギリ』

今から13年前、アイヌ民族の祭具が余市水産博物館に寄贈されました。シャチの形をした板状のもので、背びれがピンと立ち、胴体には曲線形の透かし彫りがほどこされています。頭と胴体、背びれが組み立て式になっていて、組み合わされた状態で長さ約108cmほどの大きさです。

寄贈されたのは札幌市在住の男性、元北海道大学農学部博物館（当時）の研究者の方で、その男性が札幌市の骨董店から購入されましたが、シャチ形の祭具がカムイギリということが最初はわからず、何の目的で彫られたものか長い間不明でした。

カムイギリとは、レプンカムイ（沖・いる・神）であるシャチをかたどった祭具で、サケやニシン、オットセイなど海の生き物を従えています。

このカムイギリのことは新聞で報道されました。記事にはカムイギリを支え持つ博物館の乾館長（当時）の写真が見えます。記事の見出しには「カムイギリ博物館に 研究家・難波さんが寄贈」とあります。また、このカムイギリと一体になっている細縄から明治時代に作成されたものと推測されることや、余市から留萌管内の海岸沿いのアイヌ集落のリーダー格のお宅に宝物として代々受け継がれてきたものがあつたことが書かれています。

これとは別に、平成元年頃に作られて水産博物館に寄贈されたカムイギリがありました。組み立て式ではなく、背びれ部分を接着剤で接着した1枚の板から作られた、長さ約120cmのカムイギリは、下側の縁に穴が開けられて、魚や海獣の木彫りが木製の鎖で吊り下げられていました。

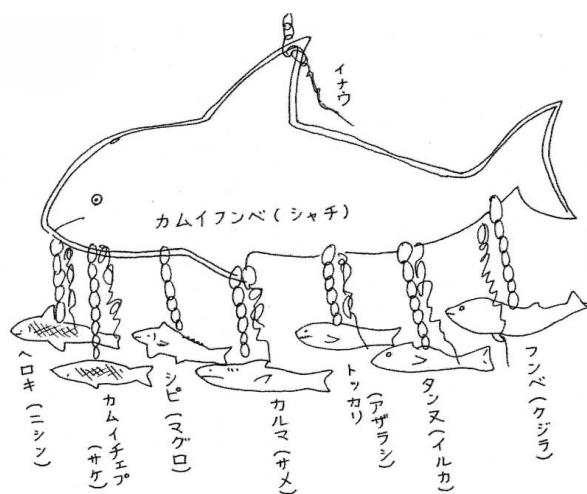
このカムイギリ作成の経緯について、町内在住の郷土史家の青木さんと難波さんが詳しく報告されています。カムイギリは焼却されて復元されたもので、経過については、「…第二次世界大戦までは（屋内に）祭壇が設けられて四季折々に豊漁が祈願されていたが、日常は祖父の部屋のシントコ（漆塗の木製容器）など

宝物の類が積み重ねられていた上に吊り飾られていたという。…（作成者に召集令状が届いて）兵隊にとられ軍隊に入ることになった昭和19年11月に、父祖が引き継いできた多数の宝物と共に焼き払われて…」ということでした。

もしも自分が戦地で銃弾に倒れた場合、父祖が大切に守ってきたカムイギリやその他の宝物を守ることができなくなると思っただけの悲しい決断だったものと思われる。

祭壇の詳しい様子も報告されています。カムイギリは祭壇の上に掲げられ、その下にはシントコやその他の祭具、キツネとシギ（チドリ目シギ科の鳥）の頭骨、浜から拾われた丸石や鳥形の流木、山海の季節の収穫が供えられていました。朝夕の祈りは火の神、カムイギリの順に拝み、キツネ、シギの神様に順にお祈りしました。

新聞記事では現存するものは少ないとされましたが、シャチをかたどった海の生き物を従える木製の祭具は余市から留萌まで、この2つの他には見当たらないようです。



▲ 図：カムイギリ（P.20「生涯学習だより」にも画像があります）

余市町の空間 | 2月18日～3月18日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。

放射線量率 | (最高値：4.4nGy/h、最低値：2.1nGy/h、平均値：2.5nGy/h) ※平常時は10～60nGy/h程度

風しん抗体検査・予防接種のお知らせ

定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした、風しんの抗体検査と予防接種の実施期間が延長されました。

これまで風しん抗体検査を受けていない方は、クーポン券を利用することで、無料で受診できます。

- 実施方法 前年度送付したクーポン券をご利用下さい。有効期限が2022年3月と記載されていますが、引き続き使用可能です。再交付を希望される方はご連絡をお願いします。受診方法はクーポン券の同封物をご確認下さい。
- 実施期間 令和7年3月31日まで

がん検診、受けていますか？

そもそも、がん検診ってなに？



がん検診とは、『症状が出る前の早期がんを発見し、治療につなげる』ことを目的としている検診です。そのため、『自覚症状の無い、健康な人』が対象になります。

自分はがんにならないと思うんだけど…

そんなことはありません！いまや生涯で2人に1人ががんになる時代と言われています！
そして、日本人の死因の1位もがんとされています。



症状があるわけじゃないし…
症状が出てから病院に行ったらいいんじゃない？

ほとんどの場合、早期の内は自覚症状がありません！症状が出てからの受診では、がんが進行している可能性もあります。
そのため、がんは早期発見することがとても重要です！



がん検診ってどんなことするの？

現在、国が有効な検診として推奨しているものは5種類あります！
余市町でも毎年実施しているので、詳しく見ていきましょう！

	受診間隔	年齢	費用	検査方法
胃がん検診	1年に1回	40歳から	1,200円	胃X線バリウム検査
肺がん検診			300円	胸部X線検査
大腸がん検診			700円	検便検査
乳がん検診	2年に1回	20歳から	1,400円	マンモグラフィ検査
子宮頸がん検診			1,000円	細胞診検査

色々な検診があるのね…
忙しくて行けるかしら？



町内で胃がん・肺がん・大腸がん検診や子宮頸・乳がん検診をまとめて受けられる“集団検診”やご自身の都合に合わせて病院に受けに行ける“個別検診”もあります。案内は随時、広報や町ホームページでお知らせしますのでお見逃しなく！！
最初の検診は6月です！詳しくは5月の折込チラシをご覧ください！



健康と暮らしの情報（4月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
3歳児健診	H30年11月生まれ	13日(水)	受付11:50～12:20	福祉センター本館
1歳6か月児健診	R2年9月生まれ	14日(木)		
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※15日(金)までに 申込みが必要です。	21日(木)	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合は ご相談ください。
10か月児健診	R3年6月生まれ	28日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター本館
4か月児健診	R3年12月生まれ		受付11:40～12:00	

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
認知症の介護相談	18日(月)	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 社会福祉協議会内 ☎22-3156
健康相談	21日(木)	9:00～15:00	余市町役場	15日(金)までに 申込みが必要です。
心の健康相談	25日(月)	10:00～12:00	倶知安保健所余市支所 ☎23-3104	(問合せ) 倶知安保健所 ☎0136-23-1957

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号	歯科当番日	医療機関名	電話番号
4月3日(日)	よいち北川眼科医院	22-1308	5月3日(火)	荒木歯科医院	22-6200
10日(日)	池田内科クリニック	23-8811	4日(水)	森川歯科(仁木町)	32-3653
17日(日)	黒川町整形外科クリニック	22-2447	5日(木)	いとう歯科	22-1001
24日(日)	森内科胃腸科医院(仁木町)	32-3455	※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。 ※歯科当番医の診療時間は9時～12時までです。 ※休日当番医は変更になることがありますので、 確認してから受診してください。		
29日(金)	よいちクリニック	21-4570			
5月1日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533			
3日(火)	脳神経外科よいち汐風クリニック	21-5566			
4日(水)	田中内科医院	22-6125			
5日(木)	よいち整形外科クリニック	48-5000	問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122		

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	6日(水)、20日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談は事前 申込み必要
無料法律相談 (予約制)	11日(月)	13:30～14:30		
	19日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎23-2116
	20日(水)	13:00～16:00	中央公民館203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111

※福祉センター本館(富沢町5丁目)、福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、倶知安保健所余市支所(朝日町)、余市商工会議所(黒川町3丁目)

= 募集・お知らせ =



農村活性化センター からのお知らせ

りんごの花 押し花サークル

日時 4月20日(水)
午前9時30分～12時

講師 村山洋子先生

申込み・問合せ・会場

農村活性化センター

☎ 23-5568

FAX 23-2189



各種自衛官募集

自衛官候補生及び一般曹候補生(男子・女子)、一般幹部候補生(一般・歯科・薬剤)、医科・歯科幹部を募集します。新型コロナウイルス感染予防対策を万全にして説明会を随時行っています。

・採用上限年齢の変更について

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※細部応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所

☎0134-22-5521



母親クラブ会員募集

街の子はみんなわが子を合言葉に地域の子どものまっすぐな成長を願い、親も共に成長するボランティア団体です。

一人で悩まず、一度あそびにいらしてください。

- ・火曜日 習字サークル
- ・水曜日 幼児サークル
- ・金曜日 卓球サークル
- ・月一回 健康体操教室(講師指導)

いずれも午前中、沢町児童館で活動しております。

入会は随時受け付けています。

申込み・問合せ 沢町児童館

☎23-5673



余市町パークゴルフ協会 会員募集

余市町民であればどなたでも入会できます。ぜひ入会し一緒にパークゴルフを楽しみませんか？

活動内容

- ・月例会(月1回、日頃の腕試しのための大会)各種大会への参加
- ・日帰りバスツアー(道内のパークゴルフへ行き、1日パークゴルフを楽しむ)
- ・その他(味覚祭り杯、また後志はもちろん、全道各地の大会も紹介します)

入会金・その他

- ・入会金等については問合せください
- ・希望に応じて団体保険加入もあります
- ・申込みの際はご近所の知り合いの会員の方に申込まれても結構です

申込み・問合せ

余市町パークゴルフ協会事務局
事務局長 木村和彦

☎22-5354



余市消防署からの お知らせ

●新生活が始まるタイミングは 家具転対策をするタイミングです！

春は、就職・転勤・入学など、新生活が始まる季節です。新生活の始まりに合わせて、引越しをする方や、模様替えを検討している方もいます。家具を動かすタイミングは、家具転対策(家具類の転倒・落下・移動防止対策)を行う絶好のタイミングです。地震はいつやってくるかわかりません。このタイミングで家具転対策を行い、地震に備えましょう。

家具類の転倒・落下・移動による被害 について

①ケガ

近年発生した地震でケガをした約30～50%が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

②火災

過去の地震では、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生した事例があります。ストーブや水槽ヒーターなど、熱を発生する器具に家具類が転倒等をした場合だけでなく、ストーブ等に家具類の収容物(本棚の本など)が落下することでも、火災が発生する危険があります。

③避難障害

出入口付近に家具転対策を実施していない家具を配置してしまうと、地震により転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。安全・確実に避難するためには、出入口付近や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫する等のレイアウトを考えることも非常に大切です。

●火災予防運動の実施について

4月20日から30日まで春の全道火災予防運動が実施されます。行事等の開催にあたり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



余市警察署からの お知らせ

春のヒグマによる人身被害、山菜採りによる事故の防止

例年、4月に入ると、行者ニンニク等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷う、沢に転落するなどの事故やヒグマとの事故が発生しています。

- ・行き先を家族に伝えましょう
- ・無理に山奥に入らないようにしましょう
- ・目立つ色の服装で入山しましょう
- ・携帯電話やホイッスルを持ちましょう
- ・複数で行動し、音で存在を知らせましょう
- ・ヒグマの出没情報等に気を付けましょう

= 募集・お知らせ =

- ・残飯や生ゴミの処理には注意しましょう
- ・フンや足跡、食べた跡を見つけたらすぐに引き返しましょう
- ・落ち着いて行動しましょう

春の全国交通安全運動の実施

～通学路 速度を落とす 思いやり

運動期間：4月6日から4月15日までの10日間

- ・通園、通学をする子供たちを交通事故から守ろう！
- ・高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！
- ・自転車も軽車両であり「自動車の仲間」です！自転車に乗るときは交通ルールをシートベルトは命綱！自動車に乗ったら全ての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう
- ・飲酒運転は絶対にダメ！飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない！
- ・道民一人一人が、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃がさない」という強い気持ちで北海道から飲酒運転を根絶しましょう
- ・4月10日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です！一人一人が交通ルールを正しく守り思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者（ご本人）さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳～74歳の被扶養者（ご家族）さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」の2つの健診をご用意しております。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう！

問合せ 全国健康保険協会

（協会けんぽ）北海道支部

☎011-726-0352



コスプレイベント 春の桜余コス開催

オタク文化で町おこし、後志にサブカルというSPICEをモットーに活動しているSPICEが5月1日（日）余市桜堤防、モイレ海水浴場、中央公民館を会場する【#桜余コス】を開催します。参加上限人数は50名、公式HPにて予約受付中。

ただいま桜余コスの日にコスプレ衣装のまま参加者が入店できる飲食店も募集しています。

期限は4月15日まで、広告料等は不要です。

ご協力いただける企業様がございましたらSPICE公式HPよりお知らせください。

申込み

後志町村サブカルチャー復興推進

サークルSPICE

・公式HP

<http://spice41town.grupo.jp>

・Twitter

@SPICE41town

・YouTube

<https://youtube.com/channel/UCvRzsl2Qd2VUFUHyxkl5zOg>



北海道総合計画 を見直しました

新型コロナウイルス感染症の拡大や、デジタル化・脱炭素化の動きに対応するため、北海道総合計画を見直しました。北海道では、こうした重要課題への対応や北海道の強みを活かした政策を、道民の皆さんとともに進めてまいります。

詳細は「北海道総合計画」で検索！

問合せ 北海道庁計画推進課

☎011-204-5630



よいちニコニコ食堂 （こども食堂）

日時 4月23日（土）

午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の方どなたでも参加できます。

内容 ランチの提供（テイクアウトのみ）
中学生までのお子さんに工作キットをプレゼント

申込 電話による事前申込み

食事代 高校生まで無料・おとな300円

場所・問合せ

ワーカースコープ後志事業所

☎48-5106

児童館行事案内

黒川児童館（☎23-4338）

カブラで遊ぶ会

4月17日（日）午後1時30分～

つどいの広場

4月21日（木）午前10時～

沢町児童館（☎23-5673）

オセロの会

4月9日（土）午後1時30分～

つどいの広場

4月13日（水）午前10時～

ボール遊びの会

4月23日（土）午後1時30分～

※開館時間のお知らせ（4月～9月）

午前9時～午後5時

キッズルーム「あつぷる」

対象 概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※28日（木）はお休みです

問合せ キッズルームあつぷる

☎48-8850

◎今月のわくわくタイム

親子で制作「こいのぼり」

日時 4月21日（木）

午前10時～12時

予約 4日（月）から 定員10名

※密集・密接を避け予約制

◎ミニイベント

・パステルアート（手形、足形もできます）

日時 4月26日（火）

午前10時～11時30分

午後1時30分～3時30分

予約 4日（月）から 定員10名

※定員になり次第締め切り

とさせていただきます。

◎『ぐんぐんの日』

毎月1回身体測定ができます。身長計、体重計を準備しています。お気軽にお越しください。

日時 4月12日（火）

午前9時30分～12時

午後1時～4時

持ち物 母子手帳、バスタオル

※新型コロナウイルスの感染状況

によっては実施できない場合もありますので、当日の実施の有無を確認してからご利用くださるようお願いいたします。



「博物館・文化財施設 4月9日開館！」

～4月9日・10日は町民無料デー～

よいち水産博物館・旧下ヨイチ運上家・旧余市福原漁場・フゴッペ洞窟の4施設は、4月9日（土）より開館します。

《博物館3階&運上家展示リニューアル》

今年のみどころは、アイヌの展示が大リニューアルされたことです。

これまで博物館2階で展示されていたアイヌの展示ですが、令和4年度開館からは3階で展示されます。展示エリアは冬期閉館中に大規模な改修工事が行われ、雰囲気も一新されました。

展示のテーマは「海に生きるヨイチアイヌ」。博物館のシンボルマークにも使用している「カムイギリ」など、これまで展示されていた資料のほか、2018年4月に町内でシンポジウムが行われた「余市熊祭之眞景」の大型の複製絵図などが新たに展示されます。

また、これに伴い運上家でも、新たな展示が設置されています。



▲余市熊祭之眞景（部分）北海道博物館所蔵



▲カムイギリ

《今年もやります「来たことない町民ゼロ計画」》

昨年より、開館期間中（4～12月）の第2土曜日・第2日曜日を「町民無料開放デー」に設定しています。4月は、開館初日とその翌日が無料開放デーです。

※当日は、各施設の受付で「町民です」とお伝えいただき、住所確認のできるものをお見せください。

※町民が同伴でも町外の方は有料となります。

今年度も引き続き、博物館や各文化財施設では新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながらの開館となります。来館される皆さんには、入館時のマスクの着用や手指の消毒、一部の体験展示の停止、館内の人数制限のご協力をお願いしております。

施設の案内をご希望の方は、博物館まで事前にご連絡ください。感染状況によっては、急きょ臨時休館となることがありますのでご注意ください。

今年も多くの方のご来館をお待ちしております。

学習支援ボランティアの募集！

保護者や地域住民の皆さんで、学校（主に小・中学校）の教育活動を支援していただけるボランティアの方を募集しています。

資格要件は特にありませんが、活動内容は、学習支援・環境整備・読書活動・部活動指導・安全指導などです。

登録された方（個人・団体）には、安心して活動していただくためにボランティア保険に加入していただきます。（保険料は教育委員会が負担）

なお、支援については、学校の要請を受けての活動となりますので依頼されない場合もあります。その点をあらかじめご了承ください。

問合せ・申込み 中央公民館 学校支援地域本部
☎23-5001

寿大学・女性学級 / 今月の学習案内

寿大学「開講式・学生自治会交流会」

期日 4月14日（木）

時間 午後1時30分～2時30分

内容 開講式～学長挨拶、学習及びサークル活動の説明他

学生自治会総会～自治会事業、予算等の協議

女性学級「開講式・第1回学習講座」

期日 4月18日（月）

時間 午後1時30分～3時

内容 開講式～公民館長挨拶、学習及びサークル活動の説明他

第1回学習講座～音楽鑑賞「ライブ&トーク」
（講師）辻村達生さん（フォークシンガー）他

※会場はともに中央公民館301・302号室



図書館のすてきな窓

問合せ 図書館 ☎22-6141
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>
 開館時間 午前10時～午後6時30分

【こどもの読書週間イベント】開催！

4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。今年の第64回標語は「ひとみキラキラ本にどきどき」です。読書推進運動協議会が主催となって、全国各地で子どもたちと本をつなぐ様々なイベントが実施されます。

図書館ではこの時季のイースター（復活祭）に合わせて、象徴である“たまご”をキーワードに2つのイベントを開催します。

①【イースターを楽しもう！】

たまごがでてくる絵本の読み聞かせや、画用紙を使った大きなたまごのペインティングを行います。みんなで一緒に、春の訪れをお祝いしましょう！

日時 4月17日（日）午前11時～

場所 図書館2階視聴覚室

対象 幼児～大人

定員 15名

内容 ・大型絵本「たまごにいちばん」
 ・でっかいたまごにいちばんをつくろう！

締切 15日（金）までにカウンター又は電話で申込みください。



②【図書館でエッグハント！】

カラフルにペイントされた「イースターエッグ」が図書館のあちこちに隠れています。たまごには文字が書かれていて、すべて見つけて言葉を完成させた人には素敵なプレゼントを差し上げます！

期間 4月10日（日）～5月8日（日）

場所 図書館1階児童閲覧室

対象 幼児～小学生

【余市町電子図書館】

スマートフォン・パソコンなどから、いつでも、どこでも読書ができる電子図書館をもうご覧いただけましたか？小説・ビジネス本・料理等の実用書・絵本・児童書など様々な種類が揃っています。

利用については、町内に在住、在学され、図書館の利用者カードをお持ちの方です。利用者カードをお持ちでない方は住所、学校等を確認できるものをご持参の上、申込みください。ID（アイディー）とパスワードを発行します。

来館できない方については、代理の申請も可能ですので詳しくは問合せください。

【ワタシノシアター】（映画会）

家族やグループ単位（2人～20人まで）で事前に申込みをすると視聴覚室で映画鑑賞ができます。上映作品は図書館所蔵の資料から選んでください。利用できる曜日、時間等、詳しくは問合せください。

おはなし会

毎月のテーマごとにたくさんの絵本を紹介したり、楽しい読み聞かせを行います。自由参加ですので時間までにご来館ください。

日時 4月9日（土）・23日（土）

午前11時～

場所 図書館1階おはなしコーナー

テーマ 「うさぎがいっぱい！」



今月の休館日

・毎週月曜日 ・30日（土）は図書整理日

団員・会員募集、講習会のお知らせ

①余市子ども茶道サークル

茶道を通して、挨拶・ていねいな言葉遣い・食事のマナーなど、日常生活の「礼儀作法」を学びませんか。ぜひこの機会に「和」の心を！

◆対象 高校生以下の児童・生徒（町内在住）

◆会費 1回300円

◆定例会 月2回 土曜日 午前10時～

◆場所 中央公民館

◆各種事業への協力の予定

文化祭や成人式における呈茶会等

※経費～お茶・お菓子代等若干かかります。

②北海ソーラン太鼓少年団

北海ソーラン太鼓少年団は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し、郷土芸能を継承することを目的に結成されました。

一度“和太鼓”を体験してみませんか。随時見学を受付けております。

◆対象 小学3年生～中学生（町内在住）

◆会費 月500円（団の運営等諸費用）

◆練習 月3回 第1・3・4水曜日 午後7時～

◆場所 中央公民館

◆令和4年度事業（出演予定）

・北海ソーラン祭り

・文化祭「文化発表会」・その他各種イベント



③琴・三味線 伝統楽器の音色に触れてみませんか！

◆対象 小学1年生～6年生（町内在住）

◆開催日時 月2回 第1・第2土曜日 午後1時～

◆会費 無料

◆会場 富沢町先生宅

申込み期限 4月11日（月） ①、②、③とも

問合せ 教育委員会 社会教育課 ☎23-5001

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

- 余市町社会福祉事業費の一部として
 - ・安本 翠 (余市町)
(故 安本 幹雄殿追善供養として)
一金 100,000円
- 社会教育施設の新型コロナウイルス感染症対策として
 - ・有限会社 後志教材事務機販売
新型コロナウイルス抗原検査キット 70個



成年年齢が18歳に引き下げられます

民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年に達すると、自らの意思で契約ができたり、進路を決定できるようになります。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権を行使できますが、成年になり結んだ契約は未成年者取消権を行使できなくなります。被害に遭わないためには、契約に関する知識を身につけ冷静に対処することが重要です。消費者トラブルなどに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には消費者相談窓口や次のサイトを利用してください。

【小樽・北しりべし消費者センター】

☎ 0134-23-7851

受付時間 毎週月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

【18歳から大人～若年消費者のための特設ページ(北海道)】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎ 21-2120

よいちの人口

令和4年2月28日現在

人口	17,827人 (-39)	●異動の内訳●	
男性	8,339人 (-16)	転入	23人
女性	9,488人 (-23)	転出	35人
世帯数	9,639世帯 (-22)	出生	6人
※カッコ()内の数字は前月比		死亡	34人

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

【税務課からのお知らせ】



未納の町税はありませんか？

町では納期限を過ぎても納付の確認がとれない方には督促状や催告書を送付するなど、自主的な納付をお願いしていますが、それでも納付や相談がない方については、財産の調査や差押え等を行っています。

勤務先に調査がきた…



未納町税のある方の収入や財産に関する調査のひとつとして、法律に基づき、勤務先に給与等の調査を行う場合があります。

いきなり財産が差押えられた…



未納町税のある方に対して、まず、督促状や催告書を必ず送付しております。それでも、納付や相談がない方については、財産の差押えを行う場合があります。これは法律に基づく行為であり、本人の同意は必要ありません。納付が困難な方は、個々の実情に応じた納税相談を受けていますので、未納を放置せず、税務課納税グループまでご連絡ください。



令和4年5月から令和4年度分の納税通知書が発付されます。税の公平性を保つためにも、納期内の納付をお願いいたします。

納税通知書の発付月

- 5月：軽自動車税種別割
固定資産税・都市計画税
- 6月：町道民税
- 7月：国民健康保険税

問合せ 税務課 納税グループ ☎ 21-2116